

芦こ健第2775号

令和2年12月18日

芦屋市予防接種実施医療機関 各位

芦屋市こども・健康部健康課
課長 細井 洋海新型コロナウイルス感染症の発生に伴う
定期予防接種の特例措置の実施に係る対応について（再依頼）

平素から本市の予防接種業務にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記のことについては、令和2年3月19日厚生労働省健康局健康課発「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う定期の予防接種の実施に係る対応について」及び、令和2年3月19日芦こ健第4428号「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う定期予防接種の特例措置の実施に係る対応について（依頼）」にてご対応を依頼しているところです。

しかし、いまだ新型コロナウイルス感染症は終息の見通しが立たない状況であることから、規定の接種時期を越えて、接種を希望する方が増加する可能性を踏まえ、令和3年1月1日以降の接種については、下記のとおり措置を実施いたします。

対象の方への予防接種の実施について、ご配慮くださいますようお願いいたします。

記

1 実施期間

令和3年1月1日から

※新型コロナウイルス感染症の流行状況を鑑み、終了時期については事前にご連絡をいたします。

2 予防接種の種類

- (1) 定期接種 A 類疾病（子どもの定期予防接種）
- (2) 高齢者肺炎球菌

3 接種期間

- (1) 定期接種 A 類疾病（子どもの定期予防接種）は申請日から2年間
（ただし、四種混合ワクチンについては15歳未満、BCG ワクチンについては4歳未満
ヒブワクチンについては10歳未満、肺炎球菌ワクチンについては6歳未満とする。）
- (2) 高齢者肺炎球菌は申請日から1年間

4 接種の手順

下表のとおり接種の前に対象者の持ち物をご確認の上、接種の実施をお願いします。

予防接種の種類	【子どもの定期予防接種】 定期接種（A類疾病）	【高齢者肺炎球菌】
持ち物	母子健康手帳	接種券（別途送付）
	芦屋市新型コロナウイルス感染症の発生に伴う定期予防接種特例措置決定書	芦屋市新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高齢者肺炎球菌定期予防接種特例措置決定書
		健康手帳（持参された場合のみ確認）

5 その他

特例措置の認定には事前申請が必要となります。決定書をお持ちでない方は対象外となりますのでご了承ください。

接種のための受診による感染症への罹患のリスクが、接種を延期することによるリスクよりも高いと考えられる場合等、規定の接種時期に定期接種ができない相当な理由がある方には保健センターをご案内ください。

以上

<お問合せ先>

芦屋市保健センター（こども・健康部健康課）

〒659-0051 芦屋市呉川町14番9号

TEL 0797-31-1586

FAX 0797-31-1018

担当：鈴木・山田

事務連絡
令和2年3月19日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う定期の予防接種の実施に係る対応について

今般、新型コロナウイルス感染症について、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（令和2年2月25日。以下「基本方針」という。）が決定されたところです。

各地方自治体における予防接種担当部局においては、基本方針の趣旨に留意するとともに、予防接種事業等について、下記に留意の上、適切な対応をお願いいたします。また、都道府県においては、管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。以下同じ。）への周知をお願いします。

記

- 1 予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による定期の予防接種（以下「定期接種」という。）については、ワクチンで防げる感染症の発生及びまん延を予防する観点から非常に重要であり、感染しやすい年齢を考慮して感染症ごとに接種年齢を定めて実施しているものであることから、基本的には引き続き実施すること。特に乳児の予防接種を延期すると、感染症に罹患するリスクが高い状態となることから、関係者と協力して接種機会の確保を図る必要があること。

実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症への感染防止の観点から、予防接種を実施する医療機関等において、例えば、被接種者及びその保護者が、疾病の診療目的で来院した患者と接触しないよう、時間帯又は場所を分けるなどの配慮を行うとともに、器具や従事者を介した院内感染の防止についても適切な対応を取ること。

- 2 定期接種の接種時期については、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第1条の3第1項に規定されているが、今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、地域の実情に応じ、上記1の対応に当たって困難を来す場合や、特に高齢者への接種や追加接種に当たって、接種のための受診による感染症への罹患のリスクが、予防接種を延期

することによるリスクよりも高いと考えられる場合等、規定の接種時期に定期接種ができない相当な理由があると市町村が判断し、やむを得ず規定の接種時期を超えて定期接種を行った者については、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の5第3号に該当するものと取り扱って差し支えないこと。

- 3 上記2により、規定の接種時期を超えて接種を行った場合について、定期接種実施要領20（5）に係る厚生労働省への報告については、1件ごとの報告は不要であり、年度ごとに、ワクチンごとの接種件数及び人数をまとめて、都道府県を通じて翌年度の6月30日までに報告すること。様式については、別途お示しする予定である。

（参考）厚生労働省HP 「新型コロナウイルス感染症について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

令和 年 月 日

様

芦屋市長 伊藤 舞
(公 印 省 略)

芦屋市新型コロナウイルス感染症の発生に伴う定期予防接種特例措置決定書

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、下記の方はやむを得ず定期予防接種期間内の接種ができなかったため、下記のとおり特例措置を決定いたしましたので通知します。

氏 名	
生年月日	大正・昭和 年 月 日
予防接種の種類	高齢者肺炎球菌

接種者の方へ

芦屋市新型コロナウイルス感染症の発生に伴う定期予防接種特例措置について

- 1 接種期間 令和3年1月1日から ※新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、特例措置が終了となる場合がございます。ご了承のほどお願いいたします。
- 2 場 所 芦屋市指定医療機関
- 3 持 ち 物 ・接種券（別途送付済）
・芦屋市新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高齢者肺炎球菌定期予防接種特例措置決定書（この用紙）
・健康手帳
- 4 特例措置接種期限 申請日から1年間

医療機関の方へ

特例措置接種対象年齢内で、予診や診察等で異常がなければ、定期接種として接種をお願いいたします。

【お問合せ先】

芦屋市保健センター
予防接種担当 鈴木・山田
TEL 0797-31-1586
FAX 0797-31-1018